

平成24年6月第270回定例会 議員提出議案及び審査結果

(6月26日提出)

発議第1号 尖閣諸島等の領土保全のために実効支配を推進するための法整備を求める意見書案

(6月26日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、民主、青和、公健、共産、無(相馬) / 反対：無(古村)]

(6月29日提出)

発議第2号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案

(6月29日原案可決・満場一致)

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党 民主＝民主党 青和＝青和会 公健＝公明・健政会

共産＝日本共産党

無(相馬)＝無所属・相馬鋁一議員 無(古村)＝無所属・古村一雄議員

---

## 尖閣諸島等の領土保全のために実効支配を推進するための 法整備を求める意見書

(発議第1号・原案可決)

尖閣諸島はわが国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すればわが国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあることから、実効支配を早急に推進し「尖閣を守る」国家の意志を明確に示す必要がある。

また、わが国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、政府及び国会にあっては海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

### 記

- 1 わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
- 2 わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。
- 3 わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月26日

青 森 県 議 会

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

(発議第2号・原案可決)

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、その時以降、5人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年以上続いている。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外にも特定失踪者をふくむ多くの未認定被害者が確実に存在している。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的な成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日総書記が死去したが、体制が替わった今こそ、拉致問題を解決するため、実質的交渉を早期に再開させなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害でありかつ許し難い人権侵害であることは言うまでもなく、政府は、今年を節目の年として、全精力を傾け、あらゆる手段を講じてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月29日

青 森 県 議 会